

仕 様 書

1 業務名

令和7年度東国水郷観光推進アクションプラン策定支援業務委託

2 業務目的

東国水郷観光推進協議会（構成市：千葉県香取市、茨城県潮来市、鹿嶋市、神栖市）では、構成市が位置する千葉県及び茨城県をまたぐ水郷観光圏の歴史文化や自然等の魅力ある観光資源の可能性を最大限に生かしながら、県域・市域に捉われない横断的な広域観光推進事業に取り組んでいる。

本業務は、当該地域の現状分析や課題整理等を行うことで、本協議会の事業目標を明確にし、実効性のある具体的施策の方向性及びその実施工程を定める「東国水郷観光推進アクションプラン」を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務内容

（1）会議等の開催及び運営

- ① 各市の担当者を招集し、アクションプラン策定に必要な協議を行うこと。
- ② 開催回数は3回程度とし、開催通知、資料作成及び印刷、報告書等の作成を行うこと。

（2）調査・分析

下記調査を行い、現状分析及び課題整理等を行うこと。なお、各種調査結果に関しては、電子データにまとめたうえで発注者へ提出するとともに、アクションプランに反映させること。

① 地域調査

構成4市住民の意見を参考にするための調査を行う。また、費用負担が少なく継続的に調査を行うための運用方法を検討する。

② 訪日外国人観光客動向調査

訪日外国人観光客に関して、国や県、旅行会社、茨城空港、成田空港、航空会社等が公表する資料や受託者の提案による東国水郷地域に特化した調査により、近年の動向把握や需要を分析し、ターゲットとする国や事業内容を検討する。

③ 関係者への訪問ヒアリング調査

ア 東国三社巡りを含む誘客のために主要となる関係者を訪問し、過去の振り返りとともに現状把握を行い、今後の方向性の共有や要望などをヒアリングする。

イ 主要関係者の選定及びヒアリングの調整、説明資料の作成などを行う。

④ ガイドや観光事業者の意見交換会の実施

地域内のガイドや観光事業者との意見交換会を実施し、当該地域における誘客の課題や今後実施する事業等を取りまとめ、アクションプランに反映する。

(3) 事業目標の設定

調査・分析の結果から、次の①～③における具体的施策の方向性等を検討し事業目標を設定する。

- ① 国内観光客向け誘客事業
- ② 訪日外国人観光客向け誘客事業
- ③ 東国三社巡りを含む誘客事業

(4) アクションプランの作成

東国水郷地域における10年後や20年後の将来像（理想像）を描き、次のとおりアクションプランを作成すること。

- ① (1)～(3)を踏まえ、アクションプランを作成する。
- ② ターゲットやコンセプト、目的等を明確にし、具体的かつ実効性のある内容とする。
なお、内容等については、発注者と協議のうえ作成すること。
- ③ アクションプランの計画期間は5年間とする。

5 成果物

受託者は、業務実施に係る実績を報告書として作成し、4部提出すること。
業務報告書には次の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容
- ・アクションプラン

※電子データも併せて提出すること。なお、報告書等の作成にあたっては、事前に事務局の承認を受けること。

6 納品場所

〒314-0115

茨城県神栖市溝口4991番地5 分庁舎1階

東国水郷観光推進協議会事務局（神栖市産業経済部観光振興課内）

7 業務完了の検査

成果物が「6 納品場所」に到着した後、仕様、内容の確認をもって検査とする。

8 支払方法

業務完了後、一括払い

9 成果物の帰属

- (1) 本業務により作成された成果物に関する所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）、その他権利は発注者に帰属する。受注者は著作人格権を行使しないものとする。
- (2) (1) の内容にかかわらず、個々の著作物の権利の所属・利用形態について特別の協議が必要な場合は発注者及び受注者で別途協議のうえ、権利の所属や利用形態を決めるものとする。
- (3) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正等必要な措置を講じること。

10 その他

本仕様書に定めのない事情が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。